

令和元年8月26日

第4回加須市農業委員会総会議事録
(公開用)

加須市農業委員会

第4回 加須市農業委員会総会議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について
議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について
議案第7号 加須農業振興地域整備計画の変更について
報告第1号 農地法第3条の規定による許可申請書の取下願について
報告第2号 農地法第3条の規定による許可申請書の取消願について
報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について
報告第4号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書について
報告第5号 農地法第5条の規定による許可申請書の取下願について
報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について
報告第7号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

招集年月日	令和元年8月26日				招集場所	加須市役所 5階 503会議室			
開会の日時	午後1時30分				閉会の日時	午後4時35分			
会 長	小 倉 和 夫				職務代理	野 川 良 翁			
議 席	委 員 氏 名	出	欠	議 席	委 員 氏 名	出	欠		
1	岡 島 敏 雄	○		9	塩 崎 博	○			
2	江 森 正	○		10	山 岸 和 男	○			
3	坂 本 君 夫	○		11	田 島 啓 司	○			
4	野 口 悦 夫	○		12	野 川 良 翁	○			
5	関 口 政 司	○		13	小 倉 和 夫	○			
6	矢 島 征 雄	○		14	早 川 初 男	○			
7	遠 井 勝	○		15	柳 田 浩	○			
8	栗 原 光 夫	○							
					加須市農業委員会事務局				
					局 長 細 田 悟				
					次 長 小 川 修 一				
					主 幹 正 能 光				
					主 幹 新 井 昌 典				
					主 査 染 谷 守				
					加須市農業振興課				
					主 事 蛭 間 達 也				
					騎西総合支所農政建設課				
					主 査 大 塚 瀬 喜 男				
					北川辺総合支所農政建設課				
					主 任 福 富 加 奈 子				
					大利根総合支所農政建設課				
					主 査 松 本 篤				

開会 午後 1時30分

○局長（細田 悟君） 「あいさつ さわやか かぞのまち」、皆さん、こんにちは。

定刻になりましたので、ただいまから総会を始めさせていただきます。

それでは、早速ですけれども、野川職務代理より開会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（野川良翁君） 皆さん、こんにちは。

きのうはですね、県知事の選挙がありまして、大野さんが見事当選いたしました。大野知事がですね、少しでも農家のほうの方向を見ていただければと思っております。

それではですね、ただいまより令和元年第4回加須市農業委員会を開会いたします。よろしくご協力をお願いします。

○局長（細田 悟君） ありがとうございます。



◎会長挨拶

○局長（細田 悟君） 続きまして、小倉会長にご挨拶をお願いいたします。

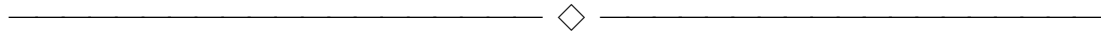
○会長（小倉和夫君） 改めまして、こんにちは。

本当に梅雨が明けまして、ことしは去年と違って、平年並みか、ちょっと遅い梅雨明けということで、本当に稲のためにはかえってよかったかなって気がします。私どもも10日ほど去年と比較しておくれまして、あきたこまち、早生と刈りましたけれども、品質についても一応全部一等でした。値段については、JAほくさいはあんまり気張らないんで、しょうがないなって気がするんですけども、ただ、品質がよければね、一等であればまあいいかなっていう気持ちでおりますんで、後半にいきまして、その品質については大丈夫かなという気がします。

北川辺は10日ぐらいたちますと本当に稲がなくなっちゃうかなって気がするんですけども、皆さん方には、この暑い中、連日ね、作業が続くわけですけども、健康には十分留意して、水分補給を忘れずに、余り朝早くから頑張らないで、ほどほどで頑張ってもらえば。

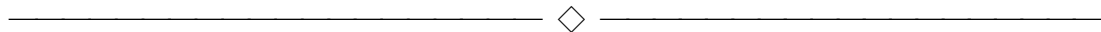
きょうは案件も非常に多いわけでございまして、除外申請の件につきましてもありますので、皆さん方にはくれぐれも慎重なる審議をよろしくお願い申し上げまして、簡単ですけれども、開会の挨拶といたします。よろしくをお願いいたします。

○局長（細田 悟君） ありがとうございます。

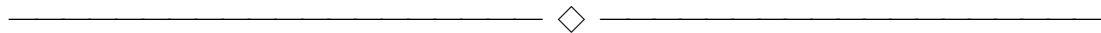


◎出席委員数の報告

○局長（細田 悟君） 本日の総会でございますが、現在、委員15名、全員にご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、本日の総会が成立していることをご報告させていただきます。

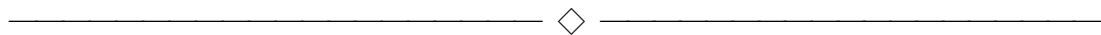


○局長（細田 悟君） それでは、議事に入らせていただきたいと思います。以降は小倉会長に議長をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。



◎開会の宣告

○会長（小倉和夫君） それでは、よろしくお願いいたします。



◎総会議事録署名委員の指名

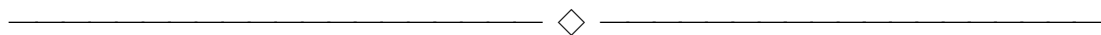
○会長（小倉和夫君） 日程第1、総会議事録署名委員の指名を行います。

総会議事録署名委員に

8番 栗原光夫 委員

9番 塩崎 博 委員

両委員さんを指名いたします。



◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の8件を議題といたします。

初めに、1番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。まず、1番でございますが、本案件の5件につきましては、平成31年2月28日付、売買で許可したものでございますが、申請者本人から、売買ではなく贈与にしたいという旨のお申出がございまして、議案9ページの報告第2号にもありますように、7月1日付で取消願が提出され、改めて同5筆を贈与で申請し直すものでございます。

今年2月の総会におきまして一度審議されている案件でございますが、所有権移転の原因は贈与で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は経営規模を拡大するため、譲渡人は経営規模縮小のためと、前回と同じ申請理由となっております。

また、久喜市農業委員会の譲受人の農家証明が添付されてございまして、経営面積や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番（野口悦夫君） 4番、野口です。

ただいま事務局の説明のあったとおり、問題なく、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、2番、3番及び4番の水深地区の案件について、関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。議案の2番、3番、4番の案件は、売買による所有権移転で、譲受人が同一でございますので、関連で一括にてご説明いたします。また、3件の案件、いずれにつきましても必要添付書類が整えられております。

譲受人は経営規模を拡大するため、譲渡人は経営規模縮小のため、今回の申請となっております。

また、経営面積や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても野菜を耕作する計画となっております、特に問題はないと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（田島啓司君） 11番、田島です。

8月18日ですね、適正化推進委員の佐久間さんと、譲受人のさんと現地を見て調査したわけですが、この現地につきましても、公図を見ていただくとわかるように、従来から耕作放棄地としてずっと出ていた土地でありまして、実はここに入っていく道路が1つありません。さん所有の土地を借りて管理、ことは特に耕作放棄地の問題がありまして、私もこの地主さんのところを回ってきたわけですが、一応管理だけでも最適ではないと、再三、頼んだんですが、一応今回このような形で売買という形で出てきたわけですが、きょう来るときに現地の近くを通ってきたので、現場を見てきましたけれども、一応草はきれいに刈ってありまして、今後ともさんのほうで管理等、できれば何かつくりたいというような話でございますので、やむを得ないものということで判断してまいりました。ご審議よろしく願いいたします。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

まず、2番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、3番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、4番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、5番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。本案件は、贈与による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲渡人はほ場まで距離があり耕作できないため、譲受人は隣接地を耕作しており、効率的に経営規模を拡大できるため、今回の申請となっております。

また、譲受人の経営面積や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われま

す。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番(矢島征雄君) 6番、矢島です。

8月22日、推進委員の田部井さん、藤原さん、3人で譲渡人の さん宅を伺い、ご主人からお話を聞いてまいりました。この土地は自宅から遠く、1枚だけの土地で、中間管理機構の話の中で、誰かに譲りたいということで探していたところ、 さんが贈与の形で引き受けてもらえることになったということでございます。 さん宅は商売をしております、なかなか作業ができないということで、許可相当と判断してまいりました。よろしくお願

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

5番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、6番の不動岡地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲渡人は相続で取得したが、耕作できないため、譲受人は経営規模拡大のため、今回の申請となっております。

また、譲受人の経営面積や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（矢島征雄君） 同じく6番、矢島です。

8月17日、推進委員の新井さんと2人で譲受人の さん宅に伺い、お話を聞いてまいりました。この土地は以前から借り受けて、 さんが耕作しておりましたが、このたび譲渡人に相続が発生し取得したものでございます。その相続で取得した方から譲り受けてもらいたいということで、売買により さんが取得したということでございます。 さんは専業農家でもあり、何の問題もなく、許可相当と判断してまいりました。よろしくご審議をお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

6番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、7番の志多見地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は経営規模拡大のため、今回の申請となっております。

また、譲受人の経営面積や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○14番（早川初男君） 14番、早川です。

事務局のほうの説明のとおり、現地を見た結果、何ら問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

7番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、8番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲受人は住居に近い農地が必要であったため、また、譲渡人は譲受人の要望により、今回の申請となっております。

また、譲受人の経営面積や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（山岸和男君） 10番、山岸です。

8月11日に、推進委員の石川さんと譲受人の さん宅を訪ね、現地調査と聞き取りを行いました。譲渡人からこの土地は借りて、何年か借りて作付けをしているということで、自宅にも近いということで今回、売買ということで取得したいということで申請したということです。審議のほどよろしく願いしたいと思います。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

8番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。



◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○会長(小倉和夫君) 次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」の2件を議題といたします。

初めに、1番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。位置図の7ページ及び土地利用計画図の4-1をご覧ください。

本案件は、以前から現状は道路敷の一部となっており、この度、当該申請者が自己所有地であることが判明し、地目変更登記完了後、加須市へ寄附採納することとなっており、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行ったところ、以前から道路として使用している状況で、加須市において道路認定もされており、寄附採納の事前協議も済んでおります。

今回の申請地につきましては、現地の状況からもやむを得ないものと思われま

す。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番(江森 正君) 2番、江森です。

ただいまの案件、8月22日、宮内最適化推進委員さんと確認したところ、事務局の報告のとおり判明しました。これは、新築するために家屋調査士が入ったんで、それで境界設定がなされて、それで判明したものと思われております。

以上、何ら問題ないと考えます。よろしく願いいたします。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、2番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。位置図の8ページ及び土地利用計画図の4-2をご覧ください。

本案件は、太陽光発電施設を設置するもので、必要添付書類が整えられております。

今回の申請地は、当該申請人が将来的に営農を継続していくことが難しいと考え、荒廃農地になってしまうことを懸念し、太陽光発電施設を設置したいということから申請に及んだものでございます。

なお、申請地は一筆山林となっておりますが、田んぼとして一体で耕作しております。一般基準、立地基準から判断し、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番(岡島敏雄君) 1番の岡島でございます。

8月の16日にですね、塚田推進委員と2名で申請者の さんですか、訪問しまして聞き取りをしてまいりました。聞いた中身でいきますとですね、今、事務局言ったように、住宅ということも考えたそうでもありますけれども、どうも前にお寺があるんですよね、地図見ただけだと。そんな中身で、ちょっと無理だろうと、そんな中身。

それからもう一つは、5畝しかありませんので、住宅といってもとても1軒が建つのが精いっぱいかなと。そんな中身から太陽光にしたいなと、そんな発想になったようでございます。現地については現在、豆がつくられておりましてですね、特に今、事務局言われたとおり、山林はありませんので、全て畑という形になっております。そんな中では許可も仕方ないのかなと、このように思います。ぜひ、ご審議のほどよろしくをお願いします。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

2番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。



◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について」の1件を議題といたします。

初めに、1番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の9ページ及び土地利用計画図5条計画変更-1をご覧ください。

当案件は、平成11年に埼玉県が許可をし、地目変更登記までされている状況でございます。今回の目的につきましては、完了報告を提出するための変更ということで、必要添付書類が整えられております。

内容を申し上げますと、平成11年に県の許可を得ているわけでございますが、許可を得た時の土地利用計画図と実際に完成した現地が異なるということです。要するに、計画変更が生じたことで完了報告が出せないままとなっていたものです。

また、主な変更点は、建物の大きさ、配置、事務所・会議室・食堂等の配置変更等がございます。そのため、現状に合わせた図面で完了報告を出したいということでございます。

県の指導もございまして、農業委員会にお諮りするものでございます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（矢島征雄君） 6番、矢島です。

ただいま事務局が説明したとおりでございます。何の問題もないと思いますので、よろしくご審議お願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○7番（遠井 勝君） 7番、遠井です。

県の許可で、この申請事由について変更したからということでありましてけれども、平成11年に許可されて、我々が審議するとき、変更前と変更後がどういうふうになったかというのを口頭というよりも、この1行で把握するのはちょっと不可能といいますか、わかりにくいし、実際はどのくらいの規模で出ていたかという変更前の面積と、実際はこれ地目変更で表示されていますけれども、これは全て変更になっていて、この地目はどうなっているのですか、それとも売買はしたのかどうか、その辺は何というんですかね、全く問題ないというのがよくわからないので、どうしてこういう変更になったのか、その辺の理由というのは、あくまで県の許可とはいえ、我々の審議の中での対応になるんだろうと思うので、その辺をもう少し詳細に言っていただければと思います。

言い方をかえれば、平成11年といたら結構前ですよ。

（「20年」と言う人あり）

○7番（遠井 勝君） うん。それをあっさりこの1行で、規模縮小したから変更しましたって。それで、この登記面積も全て変更になっていて、実際は当初からこれが、何ていいですかね、平米数が全然違って、当然売買は済んでいるんだろうと思うんですけども、そういう場合、地主さんとの対応はどうなっているのか、あるいはどうして変更になったのか、その辺が、例えば実際の当初の計画はどういうんだかというのが、比較か何かないと、いいか悪いかというのは判断できないし、どうしてそういうことになったのかの理由もないし、それで審議というのはちょっとしづらいような気がします。よろしくお願いします。

○事務局（正能 光君） まずですね、売買はもう済んでおります。要するに、面積は変わっておりません。総体は4筆、雑地、宅地。この4筆は、合筆をして、この筆になったんですけども、面積、地目とかというのは、面積が変わったということではなくて、建物の配置、経営状況といいますか、当初の計画と違うもの、縮小してつくったということで、後追いなんでしょうけれども、現状に合わせて、完了報告を出すために、現状が変わったというのを、当初許可を受けてつくったときにですね、つくる前に当然、変更申請をするべきだったものでございます。

○7番（遠井 勝君） あ、それ、ちょっと私もうっかりしましたけれども、この面積は変わってないということですか、上物が変わったということなんですか。

○事務局（正能 光君） そうです。面積は変わっておりません。

○7番（遠井 勝君） あ、そういうことですか。何かちょっと、聞き方すると、規模縮小し

たのかなという気もするし、じゃあ、この土地の面積は全く変わってないということですか。

○事務局（正能 光君） そういうことです。建物ということですね。

○15番（柳田 浩君） 今の遠井さんの考え方と、同じなんですけれども、今回の変更内容が、廃止の計画とか、そういうのが中身で、農業委員会に計画変更を出すということなんですけれども、面積も利用目的も変わってないのに、農業委員会でこの廃止計画について審査なんかできないんじゃないですか。それなのに、なぜ農業委員会がこの許可を、変更許可をするのか、この辺が理解できません。

○7番（遠井 勝君） 今、柳田委員さんが言ったように、建物の配置図が違ったとかというのは、これで変更というのは、先ほど、何回も言うようだけれども、確かに我々は審議のしようがないんだろうと思うんですよ。ただ、県の報告が完了したものと当初の計画が違ったということであるのならば、その辺は定かではないだけれども、それを委員会にかけて審議して、それを採決するということがちょっと何となく理解できないような気がする。もうやりようがないんだろうと思うんですよね。県で許可したものを農業委員会が、じゃあ、これはまずいですよって否決ができるんですか、これ。

○事務局（小川修一君） 変更の理由は、生産量の減少だとか、震災の関係で売れないとかって、いろんな社会経済状況で変わったものです。5条の、計画図のほうを見ていただくと、下の欄に1、2、3、4とかって丸番号がございますよね。それで、8番のほうを見ていただくと、市場関連施設が建築中止とか、9番も建築中止とかってなっていますけれども、先ほどから皆さん申し上げているとおり、面積はそのまま変わらない、地権者の方もそのまま変わらないで、地権者の方に影響はないんですが、中身について、施設お金をかけないというようなことになったんですね。そういう意味で、中身の建築面積が、建てるものの面積が減ったということで計画変更なんです。

柳田委員さんからのご質問で——ご意見で、当委員会にかけなきゃいけないのかというところで、県のほうへですね、やはり4ha以上の許可の案件については、手続き上のフローチャートがあって、手続きの順番があるんですけれども、やはり農業委員会を経ないとならないので、それで今回かけさせていただいた次第です。

○会長（小倉和夫君） どうですか。

○事務局（正能 光君） 柳田委員さんが言うとおおり、配置とか、そういった計画変更で農業委員会の意見を求めるのはどうかという意見がございますが、県のほうから、農業委員会の意見をいただきたいという、そういう要請があったのは事実でございます。それに基づきま

して、今回、農業委員会に諮ったものでございます。

○15番（遠井 勝君） わかりました。県として、農業委員会の経由としてもらうということなんだったら、やむを得ないというか、それは書式上のことだったら、それに対するあれはないんですけれども、ただちょっと、この件に関してはわかりましたけれども、それが例えばね、5条申請とかで建物が建てられて、建物図面をつけて、それを承認したとき、その建物が若干変更なったというときは、それは構わないということですよ。

今回は、規模が、県を介してるから、県のほうには順序よく、農業委員会を経由して承認したからということで変更の報告をするためということで理解してよろしいんでしょうかね。

（「はい」と言う人あり）

○15番（柳田 浩君） わかりました。失礼しました。

○会長（小倉和夫君） ほかに。

はい、どうぞ。

○推進委員（江川芳夫君） 推進委員での立場じゃないんですけれども、聞く。ちょっと意見としてね、聞きたいんです。今の案件で、県のほうから農業委員会の審議にしてくださいというような要請ということなんですが、農地法の第何条、どこの規定によりかけるのか、その条文だけ教えていただければ結構です。よろしくお願いします。

○事務局（小川修一君） すいません。先ほどの江川委員さんからのご質問で、ちょっと今調べさせていただいて、後ほど報告させていただきます。すいません。

○会長（小倉和夫君） よろしいですか。

○推進委員（江川芳夫君） 条文、規定がないとね、農業委員会にかける。柳田委員さんが言うようにね、必要ないと思うんだよね。何かあるからかけるんでしょうから、必ず規定、条文があると思いますので、条文の開示をお願いします。よろしく。

○会長（小倉和夫君） ほかにご質疑、ご意見等ありましたお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。



◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の19件を議題といたします。

初めに、1番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の10ページ及び土地利用計画図の5-1をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建売住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（田島啓司君） 11番、田島です。

8月18日ですね、最適化推進委員の佐久間君と譲渡人の さん宅を訪れて、ちょっと面積が一番多かったわけで見えてきたわけですけども、現状は今、米——稲が作付けされております。そういった中で、今耕作している人がもう上げたいと、お返ししたいというふうな話の中で、お三方ともそこを作付けするだけの機械とか、そういうふうなものありませんということ。そういった中で、この開発業者からの話があったということで、話が進んだようでございます。現地を見ますと、2種農地ということで、南小のすぐ近く、今度廃止になる消防署の分署のすぐ北側でありまして、周りにはもう既に住宅等もできておりますし、環境からいってもやむを得ないものと判断してまいりましたので、ご審議よろしくお願いたいと思います。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

1番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、2番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。位置図の11ページをご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、農地改良をするもので、印鑑証明等、必要添付書類が整えられております。

また、当該地は農用地、いわゆる青地でございますが、イモ類等、野菜を作付けするための農地改良で、期間は6ヶ月間の一時転用でございますので、やむを得ないものと思われま

す。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番(田島啓司君) 11番、田島です。

同じく8月18日に、最適化推進委員の佐久間さんと、本件につきましては常泉のさん宅をお伺いして、お話を聞いてきたわけですけれども、それと現地を見まして、ちょうど道路に挟まれた土地でありまして、現況は一応保全管理というような形で実施されてい

ますけれども、水回り等も余りよくなさそうで、後継者もないということで、皆さんが畑

として再生して、畑作物をとっていただけるかなというふうなことで、今回の話がまとま

ったようでございます。何ら問題ないかと思っておりますので、ご審議よろしくお願

いいたします。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

2番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、3番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。位置図12ページ及び土地利用計画図の5-3

をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建売住宅を建築するもので、資金計画等、

必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可が見込まれ、また、市道の付け替え協議も済んでおり、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（田島啓司君） 11番、田島です。

同じく18日ですね、推進委員の佐久間さんと現地を見たわけですが、譲渡人が住まいが近くじゃないもので、その近くにいる、たまたまほかの件で さん宅に行ったときに、この状況の話をお聞きをしたわけですが、測量等もう済んだようで、近くにご迷惑はありませんかとか、そういうふうな話も聞いたわけですが、この案件は前にも出ていたと思うんですけれども、何か開発、譲受人がかわったというようなことで、再度の売買になったようでございます。場所等判断いたしまして、周りの状況からもういたしまして、やむを得ないものと判断してまいりましたので、ご審議よろしくお願いたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

3番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、4番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の13ページ及び土地利用計画図の5-4をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準、立地基準上、やむ

を得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○6番（矢島征雄君） 6番、矢島です。

8月22日、推進委員の田部井さん、藤原さんと3人で譲渡人の さん宅に伺い、さんから話を聞き、現場確認しました。この土地は、不動産業者からの個人住宅用として求められたもので、それに応じたとのことでございます。現地は2種農地ということで、数軒の住宅が既に建てられている市道に面した角地で、宅地としては許可相当と判断してまいりました。ご審議をよろしく申し上げます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

4番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、5番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の14ページ及び土地利用計画図の5-5をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、児童福祉施設及び駐車場を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（矢島征雄君） 同じく矢島でございます。

8月22日、推進委員の田部井さん、藤原さんと3人で譲渡人の さん宅に伺い、

さん本人から話を聞いてまいりました。自宅の裏側の土地で、県道北川辺線に沿った一帯の土地を福祉施設の建築ということでございました。この福祉施設は、市内に3カ所の事業所を持ち、それを1カ所に集めて、ここで新たに開くということでございました。県道に面した土地でございますので、こういう施設も何の問題もなく、許可相当かなと判断してまいりました。よろしく申し上げます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

5番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、6番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の15ページ及び土地利用計画図5-6をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、資材置場を拡張するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、不許可の例外に該当し、許可の見込まれるものでございます。また、既存施設におきまして、近隣からの悪臭の苦情がありました。是正報告書を市環境政策課に提出し、担当課において問題ないレベルと判断がございましたので、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（矢島征雄君） 同じく矢島です。

8月23日、推進委員の田部井さん、藤原さんと3人で譲渡人の さん宅に伺い、話を聞いてまいりました。この という会社は、ペットボトルやプラスチックなどの再利用をするための加工会社でございまして、加工された資材の置場ということで、現在の既存の資材置場が狭くなったということで、隣接する さんの土地を仲介の代理人の方から資材置場として求められて、それに応じたものと言ってまいりました。

これについて、先ほどありました苦情が多少寄せられていることで、地元推進委員の田部井さんから話によると、いろいろ問題がある会社だなということで、ここで田部井さんからご意見を求めてよろしいでしょうか。

○会長（小倉和夫君） はい。

○6番（矢島征雄君） よろしくをお願いします。

○推進委員（田部井 繁君） 樋遣川の田部井です。

一応今、事務局のほうからもお話がありましたように、資材置場ということで、最初が去年の8月、10月ごろ、二度でしたか、資材置場ということで許可をしたことであります。これは皆さんもご承知のことですけれども、きょうの案件につきましては、6月に一度出てきたわけなんですけど、先ほどの事務局の説明のとおり、近隣の苦情がどうしてもあるということで調査をお願いしたわけですけれども、それで了解ということで事務局のほうからも聞いておるところでありますけど、私のほうで聞いた中では、とんでもないと。現実的にはこの、法的に大丈夫だということであれば、それを妨げるものではないんですが、隣のお宅についてはもう窓もあけられない、洗濯物も干せない。24時間操業しているんですよ。それで、振動はすごい、ハエが多い、あらゆるものがもう多いので、嫌になっちゃったというふうなのが現状でございます。ここへテープを持ってこようとは思ったんですが、最初でするので遠慮しましたけれども。

これが、この今回の事案に対してどうこうと言うつもりはさらさらありませんが、6月——実はここは私が小麦をつくっていたところでありまして、5月に代理人の方が、こうということで農業委員会のほうの解約をしてくださいということで来たわけですけれども、周りに迷惑がかからないようであれば結構ですよということで判を押したところあります。それで、その後、事務局のほうで悪臭等の対策ということで、環境のほうでお願いをしたというふうな経過は聞いております。

いずれにいたしましても、これが通った場合に、ここにもありますが、事業拡大による資材置場の設置ということでありますので、どう影響するかは目に見えているところがあるのかなというふうな気がしております。私のほうから言えるのはそれだけなんですけど、最後にはこの代理人のほうから、家も売ってほしいと、すぐそばなんですけど、家も売ってほしいというふうな形の中での訪問もあったそうでございます。それは断ったそうでございますけれども、当然の方向かなと。地域の住環境を脅かされるようではどうなのかなというふうな気はしますけれども、この売買に関しましては、個人の土地でもありますし、法的に合致して

いるということであればどうなのかなというふうな気がしているところでもあります。

以上でございます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

○6番（矢島征雄君） 以上のようなことでございますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○2番（江森 正君） ただいまの矢島さん、田部井さんのご説明でわかるように、これは私も近くでありまして、時たま向こうへ行ったときには通らせていただいているわけですが、プラスチック、ペットボトルの再利用ということで、それを圧縮して、ほかへ販売しているということですが、そこに悪臭、水とか流れていまして、そこで田部井さんが今小麦をつくっているという現状でありますけれども、これはちょっと許可するのにいいのかなという、首をかしげる場合があります。やはり、あれは産廃みたいなものであります。これは、すっかりこれから臭みをとめるというのじゃなくて、とめた後、仕上げた時点で再度申請を上げたほうが、地区の担当委員も農業委員会もいいんじゃないかなと。未来じゃなくて、過去じゃなくて、現状を把握した上で、再度上げたほうがいいのかなという気がします。これからやりますじゃなくて、やった結果のほうが私はいいんじゃないかなと考えております。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ほかにご質疑、ご意見等ありますか。

○15番（柳田 浩君） 15番、柳田です。

この許可については、開発許可と同時許可に当然なりますけれども、開発サイドのは特に問題なしということによろしいのでしょうか。開発サイドと農業委員会サイド、全く2つで考え方も変わるんであるんでしょうけれども、いずれ最終的に許可になるのは、両方がオーケーにならないと許可ならないということだと思っんで、参考までに、開発のほうの状況を教えてください。

○事務局（正能 光君） 建物が建つわけじゃないんで、開発のほうは関係なく、許可のほうは不要でございます。

（「許可はとれるんだ、資材置場では」と言う人あり）

○事務局（正能 光君） はい、資材置場です。ここで問題となっているのが環境のほう、

環境政策課のほうの協議でございまして、一応においのほうが全くなくなるというわけではないと思うんですね。でも、所管課のほうで改善計画を出してもらっていると、その写しもうちの方もいただいているんですけども、それで問題ないレベルだという判断で、議案に出したということでございます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ほかにご意見ありますか。

○推進委員（田部井 繁君） ちょっといいですか。

○会長（小倉和夫君） はい。

○推進委員（田部井 繁君） 別にそこのごみから多大な悪臭が出るということではないので、それちょっと、それ、私も近所ですので回ってはいるんですけども、結局、事業拡張によるということは、そこにももう置かれるということが目に見えているわけですが、会社の中身——ここで議論することじゃないんでしょうけれども、会社の中身が住宅に近いところでその作業しているというところで、悪臭の問題、騒音の問題等が発生しているような気がしているところであります。

この代理人の方もいろんな指導はしているんだというふうな話はしておったわけですけども、なかなか言うこと聞かないんだよなというのが現状でございました。それが市の行政指導の中でどこまでできるかというのはちょっとわかりません。それは会社の中のやり方ですので、ずっと遠く離れたところにその作業場をつくれとか、そういうことは言えないと思いますので、何とも言えないんですけども、ただ、そういう人が、眠れない人もいるということを知っていただきたいので、それは、だから、この許可とは別な話でもあるわけなんですよ。その改善をしていただくというのが1つの前提条件かなというふうに私は考えておりましたので、一言言わせていただきました。

○会長（小倉和夫君） 事務局のほうから、改めて何か。

○事務局（小川修一君） こちらから、補足のよう形なんですが、そういう心配がされたので、苦情もあったということで、田部井推進委員さんお話があったとおり、6月に担当課から対応させて、2カ月間是正をなささいということで、環境政策課のほうから指導していました。

農業委員会の農地法の許可の観点からいうと、立地基準と技術基準があります。立地基準はクリアしている。技術基準のほうで、周りの農地への影響ということが——被害防除という言葉で言うんですけども——あるんですね。その中でにおい、においについては

直接的な農地への影響はないというような意見もあるんですけども、周りへの全体の環境、公衆衛生という意味で、一旦、事務局からの指導としては、そういうのはだめだということで、2カ月間是正をさせてきた中で、今回、発生源となるようなところ、資材置場よりも資材置場の脇にある本体の工場ですね、加工工場。ペットボトルを破碎したり、リサイクルに回す前の一歩手前の何というのかな、加工すると思うんですが、その部分からにおいがあるといことで、環境政策課のほうも何回か臭気測定の指導をしてみたり、一番の発生源となるようなところが工場内にあるので、環境政策課のほうで立ち会って、立ち入りして、どうなんだというのを確認をしてくる中で、先ほど担当からも説明があったとおり、においも減ってきているというところで、農地法から見て、絶対これをやりなさい、何千万も何百万もかけてにおいが出ないようにしなさいということとは言えない。

また、環境政策課が所管する、環境保全条例という市の条例がございますけれども、市の条例の中でも限界があります。しかしながら、もちろん指導は、この工場に限らず、においが出る場所たくさんありますけれども、振動が出る場所、またありますけれども、その時点でということになってしまうんですが、指導はこれからもしていくというような段階で。

また田部井推進委員さんのお話も、許可とはちょっと別なだけどもというお話もあったんですが、なかなか農地法の許可という観点で、本体の工場からのにおいが出ているけれども、その脇にある資材置場がまた拡大していくと、ペットボトルを加工する前のラッピングされたものがまたふえていくというところで、今の資材置場のところもすごく5段ぐらい積んであるんですね。そんなに積まないようにということで、環境のほうからも指導はしているんですが、まだちょっとね、低くなってないんですけども、圧迫感があるということで、そういったものもあります。許可する上では、不許可にする場合には必ず理由をつけなくてははいけません。その理由をつけるのに、においがあるからということは、ちょっと私どもで許可をするということは処分行為なので、行服なり訴訟も含めて考えなくちゃいけないので、なかなか難しいというのはございます。

○推進委員（松本榮次郎君） ちょっといいですかね。

○会長（小倉和夫君） はい、どうぞ。

○推進委員（松本榮次郎君） 先ほどの中で、ちょっとやりとりを確認しながら聞いていますけれども、まず土地の売買というか、この関係と、もう一つは今の環境の話。一番大事なのは、環境というのは今、品質ではISO9000、環境というのは14000、この140

00をクリアしているかどうかってちょっと、こういう環境については、工場内では14000をクリアしないと許可できないというふうに今かなりなっているんですけども、そういうものをチェックしてね、先ほどのこれでいいかどうかというより、こういうものが確認されてないと論議がならないのかなど。できれば、そういうことをきちんとやっぱりチェックしてやっていただいて、周りの人も納得するような形。基本的には法規的というか、ISO9000と14000がクリアしているかどうか、ここが大事なところだと思います。ここで、今のおいの問題、それには騒音の問題ですね。そのときに、ISOの国でその設定があるわけですから、そういうものがちゃんとクリアしているかどうかという、これは確認もしなくちゃならないんですけども、農業委員会でこれを論議、いいかどうかというより、こういうところをね、やっぱりチェックしていただく、環境課だとかそういうところで確認して、国のそういう何ていうんですか、法規がちゃんとクリアしているかどうか、こういうことをお互いに確認していったらいいのかなど、というふうに思います。よろしくお願いします。

○会長（小倉和夫君） ほかにご意見ありますか。

（発言する人なし）

○会長（小倉和夫君） では、途中なんですけれども、時間も経過していますので、ここで暫時休憩を入れたいと思います。開会は3時ということで、よろしくお願いいたしますと思います。

休憩 午後2時45分

再開 午後3時00分

◇

◎開議の宣告

○会長（小倉和夫君） それでは、休憩を閉じます。

再開いたしますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

○局長（細田 悟君） では、まずですね、最初にありました、江川委員さんからご質問があった件からまずお答えをさせていただきたいと思います。

○事務局（染谷 守君） 事務局の染谷です。よろしくお願いします。

江川推進委員さんからご質問のあった根拠法令、こちらについてですね、お答えさせていただきます。

農地法4条第2項です。こちらに規定があるんですが、まずですね、農地法の許可を受ける者は、農業委員会を經由して知事に申請書を提出しなさいと、まずこういった規定があります。それに付随するんですけれども、農地法ですね、4条の3項、こちらに、その申請書については、農業委員会で意見を付して知事に送付しなさいと、こういった規定がありますので、必ず許可申請のあったものについては農業委員会の意見が必要になってくる、こういった規定になっております。よろしいでしょうか。

○会長（小倉和夫君） よろしいでしょうか。

○推進委員（江川芳夫） いや、この案件はね、計画変更だよ。計画変更、何条の規定。

○事務局（染谷 守君） 計画変更という規定はないんですけれども、まず計画変更も許可処分をいただきたいという申請になります。なので、許可を受けたい人は、農業委員会を經由して申請書を出しなさいと、こういった規定があるわけです。

○推進委員（江川芳夫君） わからない。

○局長（細田 悟君） じゃ、すみません。もうちょっとお時間いただいて、もう少し内容を精査してみますので。

○推進委員（江川芳夫君） 今のは、一般論でしょ。

○次長（小川修一君） はい。

○推進委員（江川芳夫君） ふつう4条と5条の話だけじゃないですか。これは、5条で出ている計画変更で、11年に許可してあるやつを今の20年後に何でするんだと、その根拠ですよ。

○局長（細田 悟君） 特殊な条文ということではなくて、今回、前回出していた許可の案件の変更が生じたんで、もう一回申請をし直すわけなんですけれども、その一番最初の入り口が農業委員会になって、農業委員会の意見を付して、またさらに県に出していく過程の手続きの一つとして、今回、本日かけさせてもらったという内容だと思うんですけれども、それを多分、今、染谷のほうで説明をしたということだと思うんですが。ただ、ここで云々じゃなくて、一般的に面積が大きくなりますと、どうしても市の農業委員会の許可ではなくて、県なり国なりに行きますんで、その中の流れの一つとして、窓口が最初は市の農業委員会になるということだと思うんですけれども。

今回は、たまたま面積が大きいですし、その内容が花植木市場だったわけなんですけれども、

一般的な手続きの一つになるということでございます。

○推進委員（江川芳夫君） いや、何かね、いいんですけれども、20年前、いつこれが変更がね、20年前の許可なんですよ、これ。20年後に変更するんですか。もうずうっと前からやっているんですよ。何で今なのかと……

○7番（遠井 勝君） だから、ちょっと言い方をかえれば、完了報告か何かするんでしょう、これは。それと、変更になっているからって指摘があったということなんですよ、違うの。指摘があったから、それに対する回答しなくちゃならないんで、それに対して農業委員会の許可が、審議の中に入れてこいってということなんじゃない。

だから、江川さんが言っているのは、20年も過ぎて何で今なんだってということもあるわけですよ。その間ほったらかしにしておいて、県のほうが悪いんか、どこが悪いんかわからないけれども、今さらそれを出して審議しろって言っているのが理解できないということだから。だから、いいですよ、それは、ルールではそういうことになっているんでしょうけれども、何で20年の前のがきょうに上がってきて、それを現場を見て……

○推進委員（江川芳夫君） さっきの説明の中で、県がやれと言ったからやるというふうに言ったから、それは違うんじゃないのと、条文があるんじゃないんですかと聞いているわけ。

○局長（細田 悟君） では、もうちょっと、申しわけないんですけれども、お時間を、またちょっと先に進めさせていただいて、今回、変更しなくちゃならない根拠についても、これからちょっと調べさせていただきますんで、もうちょっとお待ちいただければと思うんですが、またちょっと……

○推進委員（江川芳夫君） 県から来た文書を配付しちゃえばいいんじゃないんですか。見たいって言っているんだから。

○局長（細田 悟君） ちょっとその辺も含めて検討させていただきますんで、まず、通常の進行にちょっと戻らせていただきたいと思います。申しわけございません。

○会長（小倉和夫君） では、この案件につきましても、留保っていうか、一旦とめまして、次に進みたいと思います。じゃあ、6番も一応保留で。

次に、7番の不動岡地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の16ページ及び土地利用計画図の5-7をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（矢島征雄君） 6番、矢島です。

8月17日、推進委員の新井さんと2人で譲渡人の さん宅に伺い、奥さんから話を聞いてまいりました。譲受人の さんは長男で、外で借家暮らしをしているってことで実家に戻りたいということで、隣接地に自己住宅を建てて戻るということでした。現地確認したところ、宅地と隣接する土地で、宅地と一画になるため何の問題もなく、許可相当と判断してまいりました。ご審議をよろしくをお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見等はないようですので、採決いたします。

7番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、8番の種足地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の17ページ及び土地利用計画図の5-8をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、平成30年度に青地から除外されたもので、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（栗原光夫君） 8番、栗原です。

去る17日に、推進委員の橋本さんと現地調査、確認をしました。譲渡人の さんと
さんは、 さんの孫の旦那でありまして、実家のそばに家をつくりたいということで、
先ほど事務局の説明どおり、我々も問題ないと判断をいたしました。皆さん、よろしくお願
いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

8番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、9番の種足地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の18ページ及び土地利用計画図の5－
9をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、資金計
画等、必要添付書類が整えられております。

また、経済産業省の設備認定通知の写しが添付されているほか、現地調査を行った結果、
第2種農地と判断され、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査
の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（栗原光夫君） 同じく栗原です。

去る17日に、推進委員の橋本さんと現地調査、確認をいたしまして、先ほど事務局の説
明どおり、我々もやむを得ないと判断をいたしましたが、皆さん、よろしくお願

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

9番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、10番の種足地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。位置図の19ページ及び土地利用計画図の5-10をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、経済産業省の設備認定通知の写しが添付されているほか、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番(栗原光夫君) 同じく8番、栗原です。

同じく17日に、推進委員の橋本さんと現地調査、確認をしました。先ほど事務局の説明どおり、我々もやむを得ないと判断をいたしました

が、皆さん、よろしくお

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

10番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、11番の種足地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。位置図の20ページ及び土地利用計画図5-11をご覧ください。

本案件は、譲受人が賃貸借により土地を借り受け、駐車場を整備するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（栗原光夫君） 同じく8番、栗原です。

17日に、推進委員の橋本さんと現地調査、確認をしました。ここは、見たとおり、周りがほとんど駐車場でありまして、先ほど事務局の説明どおり、我々もやむを得ないと判断をいたしました。皆さん、よろしくお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

11番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、12番の鴻茎地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の21ページ及び土地利用計画図5-12をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、敷地拡張するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、平成30年度に青地から除外されたもので、現地調査を行った結果、第2種農地と判断されますが、農業集落排水の排水管が施工済みでございまして、現地の状況や必要最小限の面積であり、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（塩崎 博君） 9番、塩崎です。

このたびの申請は、平成30年度に除外申請が出されまして、平成30年の8月17日に江川推進委員さんと2名で、現地において さんより話を聞いてまいりました。事務局の説明のように、農業集落排水の排水管が隣地の農地をお借りしてそのところに施工されておったわけでありまして、このたびこの土地を買い受けて、敷地拡張というか、進入路の拡張をしたいということでございました。許可相当ではないかというふうに判断をしてまいりま

したので、よろしくご審議をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1 2 番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、1 3 番の高柳地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の 2 2 ページ及び土地利用計画図の 5 - 1 3 をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建売住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、山林を含めた計画となっており、また、第 2 種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7 番（遠井 勝君） 7 番、遠井です。

こちらの譲渡人の さんは、この地図上で見ると さんから嫁に行って に住んでいるので、直接本人とお会いできませんでしたが、実家の息子さんと会いましたところ、ことしの 5 月に母親が亡くなりまして、これを財産分与を受けて相続いたしまして、それを耕作できないので処分するということで実家のほうと相談し、本件の売買に至ったということでございます。現況につきましては、保全管理されて、山林等も含めての今回の処分でございます。特に支障なく、許可相当として判断をいたしてまいりました。よろしくご審議いただければと思います。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

13番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、14番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。位置図の23ページ及び土地利用計画図の5-14をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、農機具倉庫及び駐車場を整備するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員は私、13番、小倉でございますので、私のほうの現地調査の結果並びに補足説明をいたします。

8月17日、高橋、細谷両推進委員さんとともに譲渡人の さん宅にお訪ねして、お話を伺ってまいりました。この譲受人の さんは近所に住んでいるわけですが、家庭菜園ほ場を3カ所ほど持っていて、それに伴い農機具置場をつくりたいということで

さんに話したところ、快く譲ってもらうことになったということでお話を伺ってまいりました。現地はきれいに砂利も敷いてありましたけれども、何ら問題はないと判断してまいりました。皆さんのご審議をよろしくお願い申し上げたいと思います。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○15番(柳田 浩君) 確認させてください。

○会長(小倉和夫君) はい。

○15番(柳田 浩君) さんという譲受人、受けられる方は、農地を保有されているんですか。何で家庭菜園のための地図上敷地を、農家以外の方が——農家だとわかるんですよ——保有できるんですか。敷地拡張、宅地の敷地拡張だったらわかるんですけれども、そのときに家庭菜園用のほ場と駐車場というのが取得できるのかというのがちょっと疑問なんで、お願いします。

(発言する人あり)

○事務局（染谷 守君） すいません、お答えします。

柳田委員さんから質問があったんですけれども、物置と駐車場ということで今回申請していただいたわけなんですけれども、この申請者さん、特に農地は持っておりません。農地を借りて家庭菜園的な農業をやっているということですね。ちょっと場所までは聞いてないんですけれども。

（発言する人あり）

○15番（柳田 浩君） 農地の借地権ではないんだよね。

○事務局（染谷 守君） とってないですね。

あとそれからですね、理由としてもう一つ、駐車場というのがあるんですけれども、調査させていただいて、申請者さんの住宅を調べさせてもらったんですけれども、すぐ脇にさんているんですけれども、面積がですね、約90㎡、宅地面積が。

○事務局（染谷 守君） はい。もう車も置くところ、たまたま隣に空きスペースがあったんで借りていたりしたらしいんですけれども、もう自分のものにしてちゃんと管理をしていただきたい。

○15番（柳田 浩君） 正式な形で手続きで、これを農業用な感じなので、敷地拡張、個人が駐車場ってなっているからさ、事業者は駐車場つくるのはやむを得ないというふうな判断だけれども、個人が駐車場をつくりたいなってどんどん広げられちゃっていいのっていうのがあるんで。

○事務局（染谷 守君） もちろん、農地法では、個人の駐車場はだめとかっていう、そういった規定は一切ないので問題ないんですけれども、もちろん規模の根拠とか必要性とかっていうのはその都度判断していくしかないんですけれども、今回、さんから出たのは1回目ということで、住宅の敷地も見させていただいて、もう今スペース、30坪しかないですから、30坪というのは90㎡ですね、しかないので、やむを得ないかなという判断したところなんですけれども。

○15番（柳田 浩君） はい、了解です。

○会長（小倉和夫君） ほかに。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

14番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、15番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図24ページ及び土地利用計画図5-15をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、駐車場を拡張するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員は私、13番、小倉ですので、現地調査の結果並びに補足説明をいたします。

同じく8月17日に、高橋、細谷両推進委員さんとともに譲渡人の さん宅を訪ねて、話を伺ってまいりました。地図で見てもらえばわかるんですけども、もともとは農地でしたけれども、駐車場にしたいということで、 そのものは、会社としては拡張している現状でございまして、やむを得ないかなと判断をいたしました。皆様のご審議をよろしくお

願い申し上げます。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

15番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、16番の東地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の25ページ及び土地利用計画図5-16をご覧ください。

本案件は、譲受人が贈与により土地を取得し、駐車場敷地として住宅敷を拡張するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、現地の状況や一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（柳田 浩君） 15番、柳田です。

5月21日に、町田推進委員と2人で譲受人宅を訪問しまして、お話を伺ってきました。現地については、本当に宅地の一部という、面積もわずかということで、土地利用上やむを得ないのかというふうに判断してまいりました。よろしくご審議をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

16番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、17番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の26ページをご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、農地改良をするもので、印鑑証明等、必要添付書類が整えられております。

また、当該地は農用地、いわゆる青地でございますが、野菜、小麦等を作付けするための農地改良で、期間は3ヶ月間の一時転用でございますので、やむを得ないものと思われれます。以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（柳田 浩君） 15番、柳田です。

8月24日、佐藤推進委員と2人で、現地にて事業主及び地権者全員出席いただきまして、内容の確認させてもらいました。低い土地でございまして、現在はちょっと荒れているような状態でございまして、今後、しっかり管理をしていきたいということで改良に及んだということでございまして、考え方もしっかりしておりますので、やむを得ないというふうに判断してまいりました。よろしくご審議をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

17番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、18番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。位置図27ページ及び土地利用計画図の5-18をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建売住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、山林、宅地を含めた計画となっており、また、現地は第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番(岡島敏雄君) 1番の岡島でございます。

8月の16日にですね、塚田推進委員と2名で、譲渡人の さんはちょっと なもんですからね、ちょっと無理だなと。連絡先もちょっと確認したんですが、会いませんでした。そこで、位置図を見ていただきますと、その前に っているんですが、それが本家なもんですから、そこに行って確認をしてみました。確認をしたところですね、ここに住宅が昔あったと。そこには、この譲渡人の さんのおじいちゃんですか、が住宅をつくってここに住んでいたと。その子供みんな に移ってしまっ

て、それ以降、住宅がなくなって、このまま現在に来てると、そんな内容でございました。見てのとおり、ほとんど宅地なもんですから、その中に一部農地、そして横に今度住宅が建つんで、道路を拡張したいということで、そのもの出ております。見た中では、基本的にはもうほとんど宅地でありますんで、許可相当と、そのように判断をしたと

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

18番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、19番の大越地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。この案件はですね、先月7月の5条の14番で、資料の不備、修正も済んでいなかったため、審議保留となっていたものでございます。

それでは、ご説明いたします。位置図の28ページ及び土地利用計画図5-19をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、必要添付書類が整えられました。

また、経済産業省の設備認定通知の写しが添付されているほか、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、立地基準、一般基準準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番(江森 正君) 2番、江森です。

ただいまの案件につきまして、8月17日に、武正推進委員と さんのお宅へ訪問しまして聞いたところ、後継者もない、農業する人もいない、荒れ放題になる可能性があるので、太陽光の発電を踏み切ったということを受けました。何ら問題はないと思います。よろしく願いいたします。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

19番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

それでは、先ほどより留保しておりました案件について、説明をお願いします。

○局長（細田 悟君） まずですね、第4号議案の6番、樋遣川の の案件、こちらについて先にご説明をさせていただきたいと思います。

○次長（小川修一君） 失礼します。先ほど皆さんから、環境の部分でご意見の多かった6番、5条の6番の樋遣川の案件なんですけど、環境政策課のほうにですね、先ほどすぐに調整したんですけど、環境担当課のほうと再度、もう一度調整するというので、何か文書なり出させて、相手方から出させて、なおかつ環境政策課の担当のほうで地元の声もちょっと拾い上げようかなということもありますので、その辺を拾った上で対応していく、その対応の仕方によって、それを条件にするという、ちょっと言葉でうまく言えないんですけど、そういうことではいかがでしょうか。

○会長（小倉和夫君） 田部井さん、どうです。

○推進委員（田部井 繁君） 私は決定権はないみたいと思うんですが……

○会長（小倉和夫君） いやいや、意見としては。

○推進委員（田部井 繁君） 意見としては、難しいのではないかなと思うんですが、僕とすると。

○会長（小倉和夫君） はい。

○15番（柳田 浩君） すいません、柳田です。条件つきというのは、おかしいのではないかな。それもましてや環境の部分で。やはり、この許可の申請が上がった以上、許可、不許可しか基本的にはないと思うんですね。条件を環境の部分で、じゃ、条件をクリアしなければ不許可ですか。そういうことできるんですかという。

○次長（小川修一君） 条件付きというのは可能だと思います。ただ、柳田委員さんおっしゃるとおり、農地法の技術基準に直接自然環境とかが書いてないでしょうっていうことですよ。

○15番（柳田 浩君） そう。ただ、環境の問題を条件に、じゃ、どこまでよければオーケーで、その基準は誰が決めるんですか。

○次長（小川修一君） それは、市のほうの担当課のほうになっています。

○15番（柳田 浩君） 主観的な判断するんですか、客観的な……

○次長（小川修一君） 担当セクションのほうで、じゃ、これでいいんじゃないのかっていうことになるかなと思うんですよ。

○15番（柳田 浩君） 皆さんは、農業委員会としてはどういう条件、どういうふうで地元がまとめればいいのかとか、何に、意見ないんですよ。あとは、地元の意見を聞いて判断

するとか、誰も賛成する人いないんじゃないんですか、地元は。

○次長（小川修一君） この前にも、ちょっと違う案件でそういったところがあったんですが、地元で調整して、さんなんですけれども、そういった案件もありました。ということで、環境政策課の、環境サイドのほうも地元の方の意見も聞いてみたいということもありましたので、ちょっと言ってみたんですけれども。

○15番（柳田 浩君） それを許可の基準の判断材料にするのはおかしくないですか。

○次長（小川修一君） 環境政策課のほうと事業者さんのほうで調整をして、環境政策課がいろんな調整するんでしょうけれども、その中でこれだったらっていうゴーサインが出るというのかな、そのことを明確に条件ということではないんですけれども、農業委員会の意見がこういうのがあったということで、許可、条件つける許可ということではいかがでしょうかという話なんです。

○15番（柳田 浩君） 環境サイドの判断に委ねて、農業委員会の案を決定すると。だって、条件つきというのは、そういう委ねるっていうことなんでしょう、考え方としては。そういう不安定なことで、皆さんがそうですねと言えないんじゃないですか。

○推進委員（田部井 繁君） ちょっとすいません。基本的にここで許可をするということと、環境がということは別問題だと思うんですよね。だから、それで……、何ていうんですかね。結局、置場になっても、そこからの実害はないけれども、そっちが広がったために工場の内部の事業拡張ができるっていうことはあるわけなんですけれども、私の判断は何もできないんですけれども、やっぱり会社と市の工業団地を管理するところが話をした上で、その周りの住民に影響がないような形をとっていただいた上で許可をする、事業拡張なるわけですからね。何か今、現在も24時間操業しているのに、どんどんどんそれは進むわけですから、会社内部はわからないんですけれども、そういった指導は市ではできないんですかね。その辺も考慮した中で進むしか。

ここでの、だから、やっぱり議論は、いいか悪いかっていえば、仕方ないからいいよっていうふうな話かなというふうに理解、ずうっと前の時点から理解はしているんですが、それを引き起こしている原因はその会社の内部にあるわけですからね。それで、やっぱり現実的に困っている人もいるので、その辺の横の連携をとった中での行政対応も必要だとは思いますが、その先は私は全然わからないので、そこまでしか言えません。

○局長（細田 悟君） すいません。今ですね、ちょっと言い方がちょっと違うかったかと思うんですけれども、私ども事務局が、小川次長が説明した内容が今、田部井委員さんがおっ

しゃったとおりでございまして、農業委員会としては、臭気を理由に不許可にするということがちょっとできない状況にございまして、かといって保留するというのも、書類の不備があるわけではないので、これも難しいということになると、やはり結論的には、やっぱり許可していかざるを得ないという状況にあります。ただ、単に何もなく許可をしてしまいますとそのままいってしまいますので、それと先ほど言った工業団地に指導ができる、今回、臭気ということですので、臭気の指導ができる担当課は、環境安全部の環境政策課というところなんですけれども……

(「要は、臭気だけじゃないんだよね」と言う人あり)

○局長(細田 悟君) いろんな、振動とか、何かいろんなものもその関係の、公害関係といえますか、そういったものは一括してそこが担当するんですけれども、今回上がっているのが臭気ということなんで、一応臭気をメインにしますと、その担当課のほうから指導していただけるような内容を条件に付して、それがあつた程度のところ、完全になくなれば一番いいんですけれども、それがちょっと、完全まで待てるかどうかということもあります。ですから、趣旨的には田部井委員さんがおっしゃっていることと同じだということでご理解いただきたいと思うんですけれども。

(「住民サイドでお願いします」と言う人あり)

○7番(遠井 勝君) ちょっと大変恐縮ですけれども、今、工業団地って、この建物があつたところは工業団地指定なんですか。

(「はい」と言う人あり)

○7番(遠井 勝君) そうですか。

○次長(小川修一君) 市街化区域です。工業地域の用途地域が張られた。

○7番(遠井 勝君) わかりました。それでね、ちょっと、私も昔ちょっと勉強したことがあつて、工業団地の用途地域が工業団地っていうのは、基本的にはここは住宅建たないんですよ。しかし、この調整区域ですよ、今回対象となつているのは農地の調整区域ですよ。したがつて、これが工業団地が、先ほど悪臭とか出ると言つていましたけれども、農地法ですと、農業に支障があるようなことをすると支障があるんですけども、においとかそういうことで耕作に支障が来すというんだら、もうかなり農地法はウエートが高くなつてくるような気がするんですよ。ただ、今回は、いわゆる条件的には、環境の面だけでは指摘になつて、我々が農業委員会として、これが適格か不適格というのは、環境もあるんですけども、農業委員会としては、これは調整区域の工業団地に近接した農地ですから、用途地

が全く違うんで、趣旨を別々に考えたらば、これは許可として考えたほうがスムーズじゃないんかっていう気がするんですよ。

ただ、環境っていうのは我々が判断できないですから、先ほど松本委員が言ったように、何か横文字の難しい言葉がありましたけれども、あれはちょっと我々の範疇では対応できないんで、我々が農地法を、この許可するか、いわゆる条件的なものを付すよりも、農地法の許可ができるか、できないかということを優先に考えて、後々その環境の問題については我々の範疇では判断できないからっていうことで、条件を付すっていうのは、いわゆる適法であればやむを得ないんじゃないんかっていう気がするんですけども、ちょっと地元の方については反抗的なことになっちゃうかもしれないけれども。

今、例えば我々のところでも、隣で煙を出して毎日燃やしている人もいるけれども、そういうことも支障の中には、環境の問題も出てくるんですけども、それで農地の売買ができないということも——ちょっと余計な話ですけども、出ちゃうような気がするんで、今回の申請は、この物件が工業団地に近接する資材置場として購入することに対しての支障があるか、支障っていうか、違反が、農地に出るかっていうことで判断しないと、みんなひっくるめてやると、これは結論出ないような気がするんで、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○会長（小倉和夫君） はい、どうぞ。

○推進委員（町田 彰君） すいません。推進委員の町田ですけども、資材置場ということで、現状そこからおいがないということなんですけれども、現状はその会社で取り扱っている製品または途中の半製品をそこに保管しているのかなっていうふうに思います。でも、その工場からおいが出る、原材料から加工の過程の中でおいが出るということで、資材置場として定義したときに、そこに原材料を保管することがないのかどうか。もう作業工程上、その仕事の流れ上、絶対にそれはあり得ないということなのか、そうではなく、一時保管場所として、原材料を保管することがあり得るんであれば、そこから悪臭なり、そしてまた雨等で水が流れていって、その周りの農地に影響するということも考えられないことではないのかなというふうに私ちょっと思うもんですから、意見として述べさせていただきます。

○会長（小倉和夫君） はい、ありがとうございます。

ほかに。

○7番（遠井 勝君） 原材料はほかに置いてある。

○次長（小川修一君） すいません。補足なのですが、におい、原材料、今、位置図でいうと、今回の3筆、6969、6970、6971っていう筆がございすけれども、資材置場を、廃ペットボトルが積まれてにおいがするというお話なのですが、最も強い原因となっているにおいが出ているのが、工場の中のような。今、何だろう、工場の中が強い発生源のようなです。

○推進委員（町田 彰君） すいません。なので、今、その資材置場には何が置いてあるのか。多分、原材料が置いてあるんじゃないかと、それをある程度洗って加工したり何かした半製品の状態で、もしくはその工場における製品の状態のものがあそこにあるんじゃないかなというふうに推察するわけですね。工場の中で最もにおいが出る、そのにおいの原因は、私たち委員は直接わかりませんが、でも、今までの話を総合すると、原材料を受け入れて、それを加工する過程の中において出ているというふうに私自身は考えています。

そうすると、その原材料の、もとの原材料に対して、そういうにおいのもととなるような、悪臭につながるようなものが内在しているというふうに私は思いまして、その原材料がその資材置場に保管されるということがあるとするならば、周りの農地に対して、その中にたまっているものや、そういったものが流れ出して悪影響を及ぼすこともあるでしょうし、その自身からのにおいというもので悪影響を及ぼすことがあるのではないかとというふうに考えられると。したがって、そこに大もとの原材料自身が置かれることがない、それはあり得ないということであれば、その工場の中の問題だけでなく、その資材置場から周辺の農地に対する影響というものは少ないだろうというふうにも私自身も思いますけれども、その辺がよくわからないので、そういったことも考慮した上で判断をいただいたほうがいいのじゃないかという意見です。

○会長（小倉和夫君） はい。

○次長（小川修一君） 今、資材置場のほうには飲み終わったペットボトル、皆さんが飲んだペットボトルが圧縮されて原材料、分解・加工される前のものが搬入されているようです。加工される前ですね、くしゃっとなっていて、カッターもまだ入る前のものがメーンに置かれているようです。それを工場内に運び込む、刻むのかな、洗って刻むと。洗った……

（「破碎してから洗うんです」と言う人あり）

○次長（小川修一君） その洗ったときに、ジュースの残りかすか何かわかりませんが、その残渣ですかね、残渣が出ると。その残渣が工場内でフレコン、1 t入るようなでかい袋

に、ベルトコンベヤーで運ばれてきて、そこにたまるようなんですけれども、その洗った後の残渣が最もにおうという、そういう工程ですね。

○推進委員（町田 彰君） その残渣がにおうんですね。

○次長（小川修一君） そのようです。立ち入りしたとか、環境政策課が測ったりとかというところだと。残渣がそう——ペットボトルだから飲み残しとか、そんないという話もあるんですけれども、結構あるらしいんですよ、残渣が出るみたいです。ペットボトル以外のものが入っているような形跡はないんですけれども、あ、ペットボトル以外の変な何だろう、においをもっと発生しそうな薬品だとか、それはない、原材料として資材置場には積まれているような形はないのかなとは見ているんですが。

○推進委員（町田 彰君） その破砕する前の原材料がその資材置場に置かれているというのであれば、その置いてある時間軸とか、そういったものでもにおいの量とかは変わってくるのかなというふうにも思ったりするんですけどね。要するに、その中に飲み残しとか全部たまっているわけですし、そこからそういったものが、中には外に流れていくでしょうというふうには思ったりしますけれども。

○会長（小倉和夫君） はい。

○15番（柳田 浩君） 15番、柳田ですけれども、今、お話を伺っていて、基本的ににおいの発生源が、主なものが本体内、資材置場においては、じゃあほかのにおいがするのかなという感じがします。そうした場合に、本体を理由に、本体のにおいを理由に、今回の資材置場のほうの許可案件を条件つけるというのはなかなか難しいだろうなと思います。つけるとしても意見程度でしょう、思います。私は、そういうふうな整理をして、今回は整理、許可に当たっていただきたいというふうに考えています。

○次長（小川修一君） ありがとうございます。皆さんから意見を、条件つき、要件つきとかという言葉使っちゃいましたけれども、市長部局のほうへそのまま伝えます。なおかつ、環境政策課のほうにも伝えます。それで指導をしていただく、私どもは農地法の趣旨にのっとり、その許可なり不許可なりという形で判断するようにいたします。ということでいかがでしょうか。

○5番（関口政司君） 5番、関口です。

今の話ですと、農業委員会で許可をしますと。ただし、意見書をつけて送りますと、今度は市長部局のほうでそこを判断してというところで、前回のときにそこでとめられたと。許可申請がそこでストップを食ったという事案がありました。今回は、今出てきているのは、

委員さんからのこういう状況ですよという判断ですから、クレームとしては上がってこない状況なんですけれども、あ、クレームとしても上がっているんですか。だから、そこら辺がわからないんですけれども、そうしたときに、市長部局とすると、それを発行してもらえるのかどうか、そこだけはちょっと確認しておきたいんですけど。

○次長（小川修一君） すいません。その、関口委員さん、クレームというのは、委員さんからの意見、推進委員さんからの意見じゃなくて、地元のほうの意見ということですか。それ、どちらなんですかね。

○5番（関口政司君） いえ、それが上がっているのかどうかということも確認したかったんですけれども。

○次長（小川修一君） ああ、すいません。それは環境サイドのほうに上がっています。市長部局のほうで、私ども先ほど申し上げたとおり、委員さんのご意見ありましたから、その意見を伝えます。伝える中で、市長部局のほうで判断がありますけれども、恐らくこういった意見が出ているという中で、先ほど局長も言いましたけれども、環境政策課のほうの判断が出る、もしくは環境政策のほうの意見を聞きながら許可になるのかなというふうな思いです。

○5番（関口政司君） すいません。農業委員会が許可しても、市長部局のほうで発送をとめるという状況になったら、どういうことになるんでしょうかという……

○次長（小川修一君） 農業委員会の方では、許可相当なのかどうか、許可というのはできませんので、許可相当か、不許可相当かということを決めていただくので、それを、農地法3条は農業委員会で決めますけれども、転用の4条、5条関係は農業委員会では決めますので、許可なのかどうかとかという、相当という言葉を使いますけれども、それを意見を付しますので、市長部局のほうで、農業振興課なんですけれども、そちらのほうで環境政策課の意見も聞くでしょうし、そこで決めて、許可書が出ていくのかなということで、そうなると思うんです。

○会長（小倉和夫君） じゃあ、時間もたってきましたので、ここで採決をしたいと思います。6番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

○局長（細田 悟君） 引き続きまして、第3号議案の関係の江川委員さんのご質問の關係の回答をさせていただきます。

○事務局（染谷 守君） じゃあ、すいません、ご説明させていただきます。

ちょっと内容はあれなんですけれども、遠井委員さんからもお話が出て、なぜ変更今なのかとか、どうして変更になったのかとか、経緯がまずわからないということだったので、理由書のほうから読み取りますと、まず許可が平成11年にあったんですが、その直後ですね、直後に予算の資金繰り、まずここでちょっとミスがあったらしいんですね。多少規模を縮小して、まずオープンをするということで進めて、工事計画を延期にして、当時は国の許可だったので、国から了承をいただいて延期をしたと。大体、転用許可というのは1年程度で工事完了しなさいという条件があるんですけども、そうすると、そこまでには終わりませんということで、当時、延期の了承をもらったということで進んでいたんですが、延期していただいたにですね、リーマンショックがあったり、大震災があったりということで、需要が大分減ってしまったということで、当初計画の完遂が見込めなくなった。現在の市場の需要に合わせて、今、使用している規模の施設で十分であるという試算に至ったということで、今、4ha以上の許可権者である県のほうと協議をして、これ以上の計画——当初計画ですね——をすることは困難ですということで、二、三年前から協議に入っただけなんですけれども。

その中で、県のほうがどういった対応とるかということなんですけれども、まず許可となった条件、もちろん申請書が来ているわけですから、当初の計画どおりに進めなきゃいけないと。基本的にはそれができない場合というのは、許可の取り消しというのが原則らしいんですね。ただし、やむを得ない事情、経済状況が悪化したとか、そういった自分の過失ではない部分があったりする場合には変更を承認することができるということが、法律にはないんですけども、農林水産省がつくった要領にそういった対応とりなさいと、一律的に許可を取り消して原状回復させるのではなくて、その至った経緯を考慮して変更を承認することができるということになっていまして、そういった条件、状況からして、県のほうとしては変更でやむを得ないだろうという結論に至ったということです。

手続き的な話でいきますと、農業委員会を介して知事のほうに書類を送付すると、そういった手続きが定められていますので、今回ですね、農業委員会宛てに申請書が提出されて、きょう、この総会に審議案件として出させてもらったものです。

県からの通知なんかは一切ございません。口頭でしか、こういった話がありますということとしか聞いてないので、その話があってからしばらくしてですね、申請者のほうが農業委員会事務局の窓口へ来て、こういったことで県と話がついたということで、経緯の説明を受けたというだけです。

○会長（小倉和夫君） よろしいでしょうか。

（「了解」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） では、次に移りたいと思います。



◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について」を議題といたします。

この案件については、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定である「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」に 推進委員が該当しますので、議事の間、退席をお願いいたします。

（ 推進委員退室）

○会長（小倉和夫君） それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） それでは、ご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）でございますが、今回ご審議いただきますのは、農地中間管理事業に基づき、農地中間管理機構への利用権設定案件でございます。新規分521筆、面積にして41万2,478.72㎡となっております。

この集積計画が本総会で決定されますと、市担当の農業振興課において告示の手続きが行われまして、法的効力が発生するものでございます。それでは、ご審議のほどよろしく願いしたいと思います。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について」、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、承認することに決定いたします。

議案第5号の審議が終了しましたので、 推進委員さんの入室をお願いします。

（ 推進委員入室）



◎議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について」を議題といたします。

この案件については、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定である「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」に が該当しますので、議事の間、退席いたします。議事の進行については、野川職務代理にお願いしたいと思います。

（ 委員退室）

○職務代理（野川良翁君） それでは、 にかわりまして議事進行を行いますので、よろしくお願いを申し上げます。

議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） それでは、ご説明いたします。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画（案）につきまして、加須市長より意見を求められております。

配分計画につきましては、借受希望者の公募に応募した方に農地中間管理機構が借り受けた農地を再配分したものでございます。受けまして、希望者へ農用地の貸し付けが適当であるか、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○職務代理（野川良翁君） ただいま事務局より説明がありましたが、本件についてご質疑、ご意見がありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○職務代理（野川良翁君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について」、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○職務代理(野川良翁君) 挙手全員でありますので、同意することに決定いたします。

議案第6号の審議が終了しましたので、委員の入室をお願いします。

(委員入室)

○職務代理(野川良翁君) それでは、議事進行を小倉会長に戻すことにいたします。



◎議案第7号の上程、説明、質疑、採決

○会長(小倉和夫君) 議案第7号「加須農業振興地域整備計画の変更について」の12件を議題といたします。

審議に入る前、本日の進め方について、委員の皆様にご了解をいただきたいということでございますので、事務局より説明をお願いします。

○次長(小川修一君) 失礼します。議案第7号につきまして、ちょっとお時間いただいて説明をさせていただきます。

農業振興地域整備計画の変更に当たりましては、農業振興地域の整備に関する法律施行規則の第3条の2によりまして、市長がこの計画を変更する場合には、「農業委員会の意見を聴くものとする。」となっておりますので、それに基づきまして、農業委員会としての意見を伺うというものです。

農業振興課の担当のほうから説明をさせますので、ご意見、ご質問等はですね、説明の後に、農業委員会として意見を付すかどうか、また、ご質問があればその際にお問い合わせしたいと思います。じゃあ、よろしくをお願いします。

○会長(小倉和夫君) ただいまの説明のとおり進めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) それでは最初に、農用地区域番号Bの事案1から事案3について、農業振興課担当から説明をお願いします。

○農業振興課(蛭間達也君) 皆さん、こんにちは。農業振興課の農業振興地域整備計画を担当しております蛭間と申します。よろしくをお願いします。

恐れ入りますが、着座にて進めさせていただきます。失礼します。

それでは、農用地区域番号Bの事案番号1から3について説明します。議案第9号の総括表と位置図及び事業計画図をご覧になりながらお聞きください。

まず、事案番号1番、こちらの除外事由は、分家住宅となります。

こちらの事業計画者は、家族3人で借家に居住しており、手狭になってきたことから、所有者である妻の父親の承諾を得て、今回の計画となっております。計画地は、事業計画者の実家に隣接しており、お互いに助け合いながら生活することで利便性が向上することが見込まれます。

次に、事案番号2番、除外事由は分家住宅です。

こちらの事業計画者は、家族3人で借家に居住しており、手狭になってきたことから、所有者である妻の父親の承諾を得て、今回の計画となっております。計画地は、事業計画者の実家に隣接しておりまして、お互いに助け合いながら生活することで利便性が向上することが見込まれます。

続いて、事案番号3番、こちらの除外事由は、農家住宅となります。

事業計画者は、祖父のもとで農業を始めましたが、祖父が亡くなったことにより農業経営を引き継ぐことになりました。実家は長男が継ぐので、農業経営を開始する次男である計画者の農家住宅が必要となりました。事業計画者の実家にも近く、お互い助け合いながら生活することで利便性が向上することが見込まれます。

事案番号1から3の説明は以上となります。

○会長（小倉和夫君） ただいま担当からの説明がありましたが、本件についてご意見、ご質問がありましたらお聞かせください。

○15番（柳田 浩君） 勉強になるので教えてください。すみません。

○会長（小倉和夫君） はい。

○15番（柳田 浩君） 新たに新規就農で農家住宅が上がっているんですけども、これは面積要件というのは、農家住宅の場合の通常の1,000㎡以内という考え方でよろしいのでしょうか。

○農業振興課（蛭間達也君） 面積要件については、農家住宅でありますので、1,000㎡まで認められる案件とはなるんですが、今回の事業計画者のほうが、こちらのほうも1,000㎡まで認められるということは伝えてあるんですが、今の時点で1,000㎡は必要ないという相手方からの申出がありまして、この面積となっております。

○会長（小倉和夫君） よろしいですか。

○15番（柳田 浩君） ええ、結構です。

○会長（小倉和夫君） ほかにご意見がありますか。

○7番（遠井 勝君） 7番、遠井です。

先ほど柳田委員の質問の中に、農家住宅の場合1, 000㎡とあったんですけども、これは分家住宅の場合は500という制限はないんですでしたか。

○農業振興課（蛭間達也君） 分家住宅として開発の申請をする場合には、500㎡という制限が設けられます。

○7番（遠井 勝君） これで、例えば1番のBなんかは539で、39㎡増加しますがけれども、これは端数調整で、ある程度事情を見れば、その辺の上限は特に支障ないということですよ、よろしいんですか。

○農業振興課（蛭間達也君） こちらの500㎡を超える分については、農業委員会事務局のほうと相談した上なんですけど、まず事案番号1の分家住宅につきましてのもともとの地積は539㎡ということで、500㎡から39㎡オーバーしているという状況なんですけど、500㎡まで仮に認めたとして、39㎡農地として残したとしても、耕作条件としては39㎡だと余りちゃんとできないということで、おおむね、多少オーバーする分にはいたし方がないということにしております。

事案番号2については、もともとが600㎡の地積なのですが、こちらについては分筆をして計画面積303㎡となっております。ということなんで、開発上300㎡から500㎡という設定なんですけど、こちらは満たしているということで、この面積で認めております。

○7番（遠井 勝君） ということは、500制限はあるけれども、ある程度地形によったり、面積によったりすると、ある程度の、それはやむを得ないという考え方でいいんですね。

○農業振興課（蛭間達也君） はい。おっしゃるとおり、残した場合の農地が今の土地の形状からして、多少オーバーする分には、残った後のことを考えて総合的に判断しております。

○7番（遠井 勝君） はい、わかりました。ありがとうございました。

○会長（小倉和夫君） ほかにご意見がございますか。

（発言する人なし）

○会長（小倉和夫君） ほかにご意見等はないようですので、確認いたします。

農用地区域番号Bの事案1から事案3については、やむを得ないものと認め、農業委員会として意見を付さないことでよろしいでしょうか。

(「はい」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) それでは、意見なしと決定いたします。

次に、農用地区域番号Dの事案4から事案6について、担当者から説明をお願いします。

○農業振興課(蛭間達也君) Dの事案番号4から6について説明します。

事案番号4番、こちらの除外事由は、分家住宅となります。

事業計画者は現在、夫婦で借家に住んでおります。今後、子供が生まれ家族がふえたらさらに手狭になることを考え、所有者である父親の承諾を得て、今回の計画となっております。計画地は、父親が所有する土地の中から、一番集落に近い形で検討しました。

続いて、事案番号5番、こちらの除外事由は、移動通信用無線基地局となります。

こちらの事業計画者は、電気通信事業を営んでおります。今回の目的である鉄塔については、平成19年度に設置済みですが、除外手続きが完了していなかったため、今回の手続きとなっております。

なお、こちらの電気通信事業に要する鉄塔については、農地転用等の許可は不要であり、農地法違反状態でないことを申し添えます。

続いて、事案番号6番、除外事由は分家住宅となります。

事業計画者は、家族3人で借家に居住しており、手狭になってきたことから、所有者である祖父の承諾を得て、今回の計画となっております。計画地は、事業計画者の両親の自宅に隣接しており、お互いに助け合いながら生活することで利便性が向上することが見込まれます。

事案番号4から6の説明は以上となります。

○会長(小倉和夫君) ただいま担当からの説明がありましたが、本件についてご意見、ご質問がありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご意見等はないようですので、確認いたします。

農用地区域番号Dの事案4から事案6については、やむを得ないものと認め、農業委員会として意見を付さないことでよろしいでしょうか。

(「はい」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) それでは、意見なしと決定いたします。

○会長(小倉和夫君) 次に、農用地区域番号Eの事案7から事案8について、担当から説明をお願いします。

○農業振興課（蛭間達也君） Eの事案番号7から8について説明します。

事案番号7番、除外事由は分家住宅となります。

こちらの事業計画者は、妻、子供とともに事業計画者の実家に居住しており、手狭になってきたことから、所有者である祖母の承諾を得て、今回の計画となっております。計画地は、事業計画者の実家の目の前に隣接しており、お互いに助け合いながら生活することで利便性が向上することが見込まれます。

続いて、事案番号8番、こちらの除外事由は、敷地拡張となります。

事業計画者は、運送業を営んでおります。従業員や車両を増車し、業務拡大を図るための敷地拡張となっております。申出地は、周辺農地を分断することなく、既存の事業用地と一体利用できるため、周辺の営農等に支障は出ないと思われまます。

事案番号7から8については以上となります。

○会長（小倉和夫君） ただいま担当からの説明がありました。本件についてご意見、ご質問ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご意見等はないようですので、確認いたします。

農用地区域番号Eの事案7から事案8については、やむを得ないものと認め、農業委員会として意見を付さないことよろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） それでは、意見なしと決定いたします。

次に、農用地区域番号Fの事案9について、担当からの説明をお願いします。

○農業振興課（蛭間達也君） Fの事案番号9について説明します。

事案番号9番、除外事由は駐車場・資材置場となります。

こちら事業計画者は、運送業を営んでおります。業務拡大に伴う駐車場及び資材置場の設置となっております。今回の計画地は、既存の事業所
の
中間地点に位置し、利便性がよく、業務の向上が期待されます。

事案番号9の説明は以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま担当からの説明がありました。本件についてご意見、ご質問等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご意見等はないようですので、確認いたします。

農用地区域番号Fの事案9については、やむを得ないものと認め、農業委員会として意見を付さないことでよろしいでしょうか。

(「はい」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) それでは、意見なしと決定いたします。

次に、農用地区域番号Gの事案10から12について、担当からの説明をお願いします。

○農業振興課(蛭間達也君) Gの事案番号10から12について説明します。

事案番号10番、除外事由は分家住宅となります。

事業計画者は、妻と借家に居住しており、今後手狭になることを考え、所有者である父の承諾を得て、今回の計画となっております。計画地は、事業計画者の実家から近く、お互いに助け合いながら生活することで利便性が向上することが見込まれます。

次に、事案番号11番、除外事由は駐車場・資材置場です。

事業計画者は、建設業を営んでおります。業務拡大に伴う駐車場及び資材置場の設置となっております。計画地は、事務所の隣接地であり、資材等の管理がしやすく、適地となっております。

次に、事案番号12番、除外事由は駐車場・資材置場です。

事業計画者は、運送業を営んでおります。業務拡大に伴い不足する駐車場の設置となっております。計画地は、本社から近い県道沿いから選定されました。

事案番号10から12の説明は以上です。

○会長(小倉和夫君) ただいま担当からの説明がありましたが、本件についてご意見、ご質問がありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご意見等はないようですので、確認いたします。

農用地区域番号Gの事案10から事案12については、やむを得ないものと認め、農業委員会として意見を付さないことでよろしいでしょうか。

(「はい」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) それでは、意見なしと決定いたします。

以上で、議案第7号「加須農業振興地域整備計画の変更について」を終了いたします。

————— ◇ —————

◎報告事項

○会長（小倉和夫君） 次に、報告事項について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） それでは、報告第1号から7号につきましてご説明いたします。

まず、報告第1号「農地法第3条の規定による許可申請書の取下願について」でございますが、3条の許可の取下願1件で、内容は資料のとおりでございます。

次に、報告第2号「農地法第3条の規定による許可申請書の取消願について」でございますが、3条の取消願1件で、内容は資料のとおりでございます。

次に、報告第3号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」、相続に伴う権利移動の届出13件で、内容は資料のとおりでございます。

続きまして、報告第4号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書について」でございますが、市街化区域内の農地転用の届出2件で、内容は資料のとおりでございます。

続きまして、報告第5号「農地法第5条の規定による許可申請書の取下願について」でございますが、5条の取下願2件で、内容は資料のとおりでございます。

続きまして、報告第6号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について」でございますが、市街化区域内の農地転用の届出14件で、内容は資料のとおりでございます。

最後に、報告第7号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」でございますが、農地貸借の合意解約による届出45件で、内容は資料のとおりでございます。

以上で報告を終わります。

○会長（小倉和夫君） 以上で、本日の総会に上程しました議案は全て終了しました。

これにて議長の任をおり、進行を司会へお戻しいたします。

○局長（細田 悟君） 小倉会長並びに野川職務代理には長時間にわたる議事の進行、ご苦労さまでございました。



◎閉会の宣告

○局長（細田 悟君） それでは、野川職務代理に閉会のご挨拶をお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○職務代理（野川良翁君） きょうは大変お忙しい中、各委員さんにはですね、長時間にわたり慎重審議をいただき、ありがとうございました。

これもちまして令和元年第4回加須市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会 午後 4時35分



会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和元年8月26日

会 長 小 倉 和 夫

署名委員 栗 原 光 夫

署名委員 塩 崎 博